

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2025年6月27日に提出いたしました第59期（自2024年4月1日至2025年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

「3.訂正箇所及び修正の内容」に記載しております。

1.訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2025年6月27日

2.訂正の理由

(1) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社は、霊園や納骨堂の販売に当たり、契約により特定の宗教法人に対して保証金を差し入れております。当該差入保証金は霊園や納骨堂の販売に伴って回収されますが、一部の差入保証金につきましては、販売状況の悪化によりその回収期間が長期に亘ることが見込まれております。

当社は当該差入保証金の評価について一定の仮定に基づき評価額を算定し貸倒引当金を計上してはりましたが、監査法人より、貸倒引当金の算定に用いた一定の仮定について実態との乖離が見られるため、見積り方法の再検証が必要であるとの指摘を受けました。当社はこれを受けて、監査法人と協議のうえ、関連する事実関係の確認及び仮定の再検討を行った結果、差入保証金の一部について、過去の評価が当時入手可能な情報に基づく最善の見積りを十分に反映していないものがあるとの判断に至りました。この結果、過去の差入保証金の貸倒引当金計上額に不足があることが判明したため、2022年3月期から2025年3月期までの有価証券報告書、2024年3月期第1四半期から第3四半期の四半期報告書、並びに2025年3月期から2026年3月期までの半期報告書について訂正報告書を提出することといたしました。当該誤謬の判明は当社の決算・財務報告プロセスが有効に機能しなかったことを示すもので、財務報告に関連する内部統制に開示すべき重要な不備が存在すると判断しております。

前述の有価証券報告書とともに提出した内部統制報告書では、経理担当者の退職等に起因して財務報告の作成に必要な人的リソース不足が発生したことにより、決算作業及び監査スケジュールに遅延が生じたこと等が開示すべき重要な不備に該当するとして、内部統制が有効でない旨すでに開示しておりますが、この度判明した過去の誤謬が発生した原因を分析した結果、決算・財務報告プロセスにおいて開示すべき重要な不備の記載に不十分な点が存在するとの判断から、決算・財務報告プロセスにおける評価結果に関する事項のうち、不備の内容、是正できなかった理由及び是正方針を訂正するに至りました。

(2) 開示すべき重要な不備の内容

当社の決算・財務報告プロセスの一部において認識された開示すべき重要な不備の内容につきましては「3.訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりです。

(3) 訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載が不十分である理由

当該誤謬が当事業年度中に判明したため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、前述の開示すべき重要な不備を把握することができず、その内容を記載することができませんでした。

訂正の対象となる内部統制報告書における「2.評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」については、前述の開示すべき重要な不備は内部統制評価の範囲内であり、基準日も適切であったと認識しておりますが、その整備及び運用状況の深度ある評価ができておらず、当該不備を検出できなかったものと判断しております。

(4) 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況

当社は当該差入保証金の評価の方法について、監査法人からの指摘を受けて再検討を行ってまいりましたが、その検討及び訂正金額の算定に時間を要したため、本訂正報告書提出日現在、開示すべき重要な不備の是正には至っておりません。今後、「3.訂正箇所及び訂正の内容」に示すとおり決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保していく方針です。

3.訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

1. 開示すべき重要な不備の内容

経理担当者の退職等による財務報告の作成に必要な人的リソース不足により、適切な決算財務報告に対応できる必要かつ十分な人員体制を構築できておりませんでした。その結果、社内のチェック体制が不十分であり、会計上の見積もりに対する補完統制が運用されておらず、決算作業及び監査スケジュールに遅延が生じたこと等、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

当社の経理・決算業務において経理担当者退職に伴う必要十分な引継ぎ、人員の補充などが間に合わず、決算業務を十分かつ適切に遂行できる体制を構築することができなかったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、決算財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、今後は以下の方針に基づく再発防止策を講じ、決算財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正し、翌期会計年度においては適切な内部統制を構築し、整備運用する方針であります。

- (1) 決算財務報告プロセスの見直し及び決算早期化
- (2) 内部統制評価に関わる人員を含む管理部門の人員体制強化
- (3) 決算業務における外部専門家の積極的活用

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

経理担当者の退職等による財務報告の作成に必要な人的リソース不足により、適切な決算財務報告に対応できる必要かつ十分な人員体制を構築できておりませんでした。その結果、社内のチェック体制が不十分であり、会計上の見積もりに対する補完統制が運用されておらず、決算作業及び監査スケジュールに遅延が生じました。

また、当社は、差入保証金の評価に誤謬があることが判明したため、過年度の決算を修正するとともに、2022年3月期から2025年3月期までの有価証券報告書、2024年3月期第1四半期から第3四半期の四半期報告書、並びに2025年3月期から2026年3月期までの半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。当該誤謬は、決算・財務報告プロセスにおいて、見積りの前提となる情報の把握、評価方法の検討及びその妥当性に関するチェック体制が十分でなかったことにより、差入保証金の貸倒引当金の計上不足を適時に防止又は発見することができなかったことに起因するものであります。

上記の事項は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 当事業年度末までに是正できなかった理由

当社の経理・決算業務において経理担当者退職に伴う必要十分な引継ぎ、人員の補充などが間に合わず、決算業務を十分かつ適切に遂行できる体制を構築することができなかったためであります。

また、上記差入保証金の評価における過去の誤謬の事実は2026年3月期の決算作業の過程において判明したことから、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

なお、当該不備に起因する必要な修正は、全て有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書に反映しております。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、決算・財務報告プロセスの内部統制の整備・運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であり、以下の対応を進めてまいります。

- (1) 決算・財務報告プロセスの見直し及び決算早期化

とりわけ、以下の点について改善してまいります。

- ・差入保証金の評価に関する見積りの前提、使用する情報及び判断根拠を明確にし、合理的かつ客観的な評価を可能にします。
- ・重要な見積り項目について、その算定方法及び算定結果の確認作業、承認手続を明確化し、運用を徹底いたします。
- ・決算・財務報告プロセスにおける確認項目を見直し、見積りを伴う重要な勘定科目に対する統制を強化いたします。
- ・経理・財務担当者に対する教育を実施するとともに、是正措置の整備及び運用状況について継続的なモニタリングを行ってまいります。
- ・事業環境の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、監査法人とより適時に頻度高く協議を行います。

(2) 内部統制評価に関わる人員を含む管理部門の人員体制強化

(3) 決算業務における外部専門家の積極的活用

なお、提出日時点においては、上記の是正措置に着手しており、一部については実施を開始しておりますが、是正措置の整備及び運用の有効性について最終的な評価を行うためには、一定期間の運用実績を要することから、現時点においては是正が完了したものと認識しておりません。今後、是正措置の整備及び運用状況を継続的に検証してまいります。